

小山勇朗市議会報告

平成 30 年
1 月 15 日

社民党仙台市議団
太白事務所

謹 賀 新 年

フン、ダツルな年に、



明けましておめでとうございます。常日頃からの
ご支援・ご指導に心から感謝申し上げます。東日本
大震災から早7年の月日を迎えようとしておりま
す。復興公営住宅や防災集団移転事業などハード面
の復興は進んできましたが、東部被災地の復興、被
災者一人ひとりに寄り添った生活再建など、残され
た課題は山積しております。市民の安全・安全な街
づくりに向け全力で取り組んでまいります。昨年7

月の仙台市長選挙では市民主導の選挙戦の結果、郡和子市政が誕生しました。市議会
では少数与党といわれておりますが、市民とともに郡市政をいかに支えて行くかが求
められております。郡市長の選挙公約でもある子育て支援策の拡充、いじめ防止対策、
35人以下学級の実現に向け取り組むと同時に、復興公営住宅費の対策にも奮闘してま
いります。

政治的には、「森友学園・加計学園」問題など、政治の私物化を許すことはできま
せん。また、集団的自衛権の容認や共謀罪、憲法9条に自衛隊を明記し実質的に戦争
放棄をないがしろにしながら、ゆくゆくは自衛隊を軍隊化する策動の一環であり、
戦争のできる国づくりを止めなければなりません。また、私達の暮らしにおいては、
年金カットや医療費の負担増、介護保険制度の改悪、生活保護費の減額など、給付削
減・減額と社会保障制度が危機に追いやられ、将来不安が拡大してきています。格差
拡大や労働法制の改悪に反対し、命と暮らしを優先させる政治へ流れを変えていか
なくてはなりません。その為に引き続き本年も奮闘してまいります。皆様にとって、本
年が希望に満ちた1年となりますようこころよりご祈念申し上げます。

* 平成29年度・第4回定例市議会報告 *

「中学入学前に就学援助費支給へ」

平成29年第4回定例市議会は12
月7日から22日まで開催され、計
25件の議案審議を行いました。補正
予算は、経済的に困窮する家庭の新中
学一年生に対する制服など必要経費の
一部を援助する就学援助費（29年度
は一人47,400円）の支給時期に
ついて、入学前に前倒しするために
3,900万円、02年に体育館で大型

ヒーターでやけどした児童に対する解決
金4,100万円の計8,000万円が計
上されました。



他に提案された議案は、農業委員会法改正に伴い農地法に基づく権利移動の許可等に加え、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地対策、農業の担い手への新規参入を促進するという任務を持つ「農地利用最適化推進委員」設置が義務付けられ、その定数及び報酬を定めるための「仙台市農業委員会の定数等に関する条例」の改正案。また、条例関係では、市職員の給与改定、中央卸売市場の冷蔵庫及び製氷施設を新たに整備したことに伴う使用料改定の為の改正案が等が提案されました。その他の案件では、東部復興道路の嵩上げ工事に関する工事請負契約の変更や児童館、若林体育館、若林図書館などの指定管理者の指定に関する件が提案されました。町名変更・住居表示関係では、新井土地区画整理事業地の名称を「なないろの里〇〇丁目」とすることになりました。



小山勇朗議員は一般質問を行い、子どもの生活に関する実態調査結果の判断と市の支援事業、小中高の歯科検診と貧困家庭の子どもの虫歯治療実態、森林環境税の導入と民有林の森林管理と運営について、熊やサルの生息場を考えた民有林の若木育成の取組、地域に信頼される農業委員の選出及び農地利用最適化推進委員の選出を、音楽ホールの建設については市民理解を得るための市民への周知を大事にされるよう求めています。

函館市・木古内町・八戸市

社民党市議団で他都市視察

社民党仙台市議団は、11月27～29日にかけて他都市視察を行いました。函館市では、津軽海峡を望む30*。圏内に建設中の大間原子力発電所の差し止め訴訟の費用を「ふるさと納税」に求めている施策、公共交通含む地域交通の問題について学びました。また、函館新幹線の開通に伴う地域振興策の柱となっている「道の駅・みそぎの郷・きこない」についても現地での説明をうけ、木古内町に来る人数が10倍にも達しており、今後も広域連携で街づくりを進めるとの話でありました。八戸市では、本を暮らしに取り込むという市の事業「八戸ブックセンター」では、司書の配置はもとよ



り民間の本屋さんで働いていた方の採用や本を書く人の場所もあって、他都市からわざわざ八戸ブックセンターに来て泊まり込みをしながら、書き上げて発売した方の事など、本で街づくりと活性化を図っていることに自信を持った説明でありました。

市議会「いじめ問題等調査特別委員会」で 専門家からの意見聴取

3名の中学生がいじめ等を原因とした事件について、原因究明や対策が遅れているという指摘もなされてきました。そういう中、9月までに「いじめ問題専門委員会」（所管・教育局）、「いじめ問題再調査委員会」（こども未来局）、「いじめ対策等検証専門家会議」（総務局）が設置され、動き出しています。12月4日、市議会の「いじめ問題等対策調査特別委員会」では、いじめの要因の一つに発達障がい等への無理解などもあるという認識の下に、有識者からの意見聴取ということで、大阪大学大学院の片山泰一教授を招き「発達障がいに関する現状及び課題等について」と題して問題提起をいただきました。その中では、「子どもの発達は一人ひとり違っている」という認識を持って「特性を早く知る」ということが大切だということ等が強調されました。

住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）の施行に対する「仙台市の対応案について示されました。（正式には2月の第一回定例議会に提案される）

「検討の趣旨」

平成30年6月の民泊新法の施行に合わせ、観光需要への対応を図るとともに、生活環境の悪化を防止し、安全・安心で静穏な住生活の維持を図るため、同法第18条の規定により、仙台市の実情を踏まえた事業実施の制限について検討を行うものです。法第18条とは、都道府県及び権限移譲を受けた市は、騒音発生その他の事象による生活環境の悪化の防止のため特に必要があるときは、合理的に必要と認められる限度で、条例で定めるところにより、区域を定め住宅宿泊事業の実施期間を制限できるとされている。

「内容の骨子」

市内の住居専用地域において、日曜日の正午から土曜日の正午までの期間、事業の実施を禁止、（土曜の宿泊は可能）、ただし、祝日が土曜日、日曜日または他の祝日と連続する場合は、その連続する期間の初日の正午から末日の正午までの期間は「宿泊が可能」***住居専用地域とは、都市計画法上の第一種・第二種低層住居専用地域と、第一種・第二種中高層住居専用地域を総称しています。**

上記の「観点」

仙台市においては、上記の住宅地について、法令上、良好な住居の環境を守る地域として、ホテル・旅館等の立地制限を行い、市民の安全・安心で静穏な住生活を維持してきたものであり、住宅宿泊事業法施行後においても、事業実施に起因する騒音等による生活環境の悪化を防止する必要が高いことから、これらの地域について、昼間人口が減少し防犯機能が低下する平日と、多くの住民が就労・就業する日の前日夜間を含む期間の住宅宿泊事業の実施を制限（禁止）するものです。

1. 避難経路整備の背景

○仙台市震災復興計画（H23.11）

- ・かさ上げ道路の整備など、多重防御による津波からの被害を軽減する対策を実施
- ・津波から逃げ市民の命を守るための施設を、集落等の状況を勘案しながら複層的に確保

○津波避難施設の整備に関する基本的考え方(H25.3)

- ・避難施設の整備や避難方法の周知「知る」・行動「避難する」・啓発「知っておく」
- ・避難時の道路ネットワーク⇒主要避難道路の整備、避難経路として既存の市道等を活用

2. 避難経路整備について

津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、物理的な「多重防御」、「避難」のための施設整備等の総合的な対策を実施しており、道路事業としては「かさ上げ道路」「避難道路」「避難経路」の整備を実施している。

このうち「避難経路」の整備では、主に集落の方々が、津波避難施設や東部道路の西側へ円滑に避難できるように、主な避難経路となる既存市道等のうちボトルネック（部分的な制約・障害）となる箇所について、幅員の拡幅や未舗装区間の舗装、路肩のカラー化等の対策事業をH28より実施している。

また、避難者を避難場所まで円滑に導くことができるように、交差点など避難する過程で迷う可能性がある場所や津波避難施設までのルートが合っているか不安になりそうな箇所に対して津波避難誘導標識を整備することとしている。

表 避難経路の整備概要

主な対象	課題等	対策案
徒歩避難	未舗装・幅員狭小区間による制約	舗装・幅員の一部拡幅
	自動車との混在	交差点部・路肩のカラー化
	避難施設等までのルートの明確化	誘導標識等の設置
自動車避難	未舗装・クランク等による制約	舗装・隅切りの改良
	幅員狭小区間による制約	幅員の一部拡幅

<イメージ図>



交差点部のカラー化による
交通安全対策(避難道路横断等)



路肩のカラー化による
交通安全対策(歩車混在区間)



誘導標識の設置